

日立市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例  
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日立市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例（令和4年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第8条第2項に規定する抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(配慮事項)

第4条 条例第9条第2項に規定する配慮事項は、別表第2に掲げる事項とする。

(事前協議)

第5条 条例第11条の規定による協議は、事前協議書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の事前協議書の提出があったときは、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(実施協議)

第6条 条例第13条第1項の規定による協議は、実施協議書（様式第2号）に別表第4に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による協議は、実施協議事項変更に伴う

協議書（様式第 8 号）に変更内容を明らかにする書類を添えて行うものとする。

3 条例第 13 条第 2 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の縮小
- (2) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの  
（協議終了の通知）

第 7 条 条例第 14 条第 1 項の通知は、実施協議終了通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

（工事着手等の届出）

第 8 条 条例第 15 条の規定による届出は、工事（着手・中止・再開・完了・廃止）届（様式第 10 号）により行うものとする。

（標識の設置）

第 9 条 条例第 17 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 発電設備の区分
- (2) 太陽光発電設備の名称
- (3) 固定価格買取制度の設備 I D（当該太陽光発電事業が法令による許認可等を受けている場合に限る。）
- (4) 太陽光発電設備の所在地
- (5) 太陽光発電設備の出力
- (6) 事業者の住所、氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号

(7) 保守点検責任者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）及び  
電話番号

(8) 太陽光発電事業の開始年月日

(9) その他市長が必要と認めた事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに  
標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

（地位の承継の届出）

第10条 条例第20条の規定による届出は、地位承継届（様式第11  
号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類

(2) 事業者の地位を承継した者の住民票の写し（事業者の地位を承継  
した者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）

(3) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し（地位を承継した  
者による契約に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

（事業終了後の措置）

第11条 条例第21条第1項の規定による届出は、発電事業終了届  
（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第21条第3項の規定による報告は、発電設備撤去処分報告書  
（様式第13号）により行うものとする。

（身分証明書）

第12条 条例第22条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証  
明書（様式第14号）とする。

(助言、指導及び勧告)

第13条 条例第23条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導通知書(様式第15号)により行うものとする。

2 条例第23条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第16号)により行うものとする。

3 条例第23条第3項の規定による報告は、是正報告書(様式第17号)により行うものとする。

(公表)

第14条 条例第24条第1項の規定による公表は、日立市公告式条例(昭和25年条例第23号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示及び市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定による通知は、意見を述べる機会を付与する通知書(様式第18号)により行うものとする。

3 事業者は、条例第24条第2項の規定により通知された事項について、意見を述べようとするときは、公表に関する意見書(様式第19号)により行うものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

抑制区域

区域	関係法令
農用地区域 甲種農地 第 1 種農地 採草放牧地	農地法（昭和 27 年法律第 229 号） 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 法律第 58 号）
保安林	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
茨城県立自然公園 （特別地域）	茨城県立自然公園条例（昭和 37 年茨城県条例 第 17 号）
自然環境保全地域 （特別地区）	茨城県自然環境保全条例（昭和 48 年茨城県条 例第 4 号）
河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
海岸保全区域 一般公共海岸区域	海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）
砂防指定地	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
急傾斜地崩壊危険 区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （昭和 44 年法律第 57 号）

土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律（平成12年法律第57 号）
国指定史跡名勝天 然記念物	文化財保護法（昭和25年法律第214号）
県指定史跡名勝天 然記念物	茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例 第50号）
市指定史跡名勝天 然記念物	日立市文化財保護条例（昭和45年条例第3 号）

別表第2（第4条関係）

配慮事項

項目	配慮事項
生活環境の保 全	<p>1 事業区域が住宅地に近接する場合又は公道に接 する場合には、日照権、圧迫感、騒音、熱、反射 光等に配慮した対策を講ずること。</p> <p>2 設置工事に伴い樹木を伐採する必要がある場合 は、最小限にとどめること。</p> <p>3 設置工事は、周辺住民の生活環境を保護すると ともに、周辺の景観を阻害しないように行うこ と。</p> <p>4 設置工事に当たっては、周辺住民や一般車両の 通行の安全確保を図るとともに、車両や重機等に</p>

	<p>よる振動、騒音、粉じん等による被害を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。</p>
<p>防災及び安全 対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の形質変更は最小限とし、切土、盛土等を行った場合は、土砂の流出を防止する措置を講ずること。</li> <li>2 太陽光発電設備を崖地の近隣に設置する場合は、崖肩からの距離を保ち、崖肩沿いの排水対策及び崖地の崩落防止措置を講ずること。</li> <li>3 雨水、排水又は湧水について想定される水量を有効に排水できる措置を講じ、隣接地又は道路への流出を防ぐこと。</li> <li>4 雨水、排水又は湧水が想定される水量を超えた場合は、その後に生じる事象等について、事業者が責任をもって対応すること。</li> </ol>
<p>地域住民等への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の計画から工事の完了までの間、事業内容を説明する標識等を設置し、事業の周知を図ること。</li> <li>2 地域住民等から次の事項について要望があった場合は、特段の事情がない限り、事業者の責任においてその要望に応じること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 説明会の開催</li> <li>(2) 協定書等の作成</li> </ol> </li> </ol>

<p>発電設備設置後の維持管理</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の除草、剪定及び清掃を定期的に実施し、周辺環境に影響を及ぼさないようにすること。万が一周辺環境に影響を及ぼす状況が発生した場合は、速やかに対処すること。</li> <li>2 除草剤や農薬の使用に当たっては、適正な散布を心掛け、周辺に飛散しないよう万全の対策を講ずること。</li> <li>3 太陽光発電事業を廃止する場合は、関係法令のほか、環境省が公表した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、適正に対応すること。</li> </ol>
---------------------	---

別表第3（第5条関係）

添付書類	備考
位置図	方位及び事業区域が分かるもの
事業区域図	
事業区域の公図の写し	3か月以内に発行したもの
事業区域の登記事項証明書 の写し	3か月以内に発行したもの
土地利用計画図	縮尺1,000分の1以上であること。 方位、事業区域の境界、発電設備、緑地（既設・新設）、防災・緩衝施設等の配置等が分かるもの

土地造成計画平面図及び断面図	縮尺1,000分の1以上であること。 切土・盛土箇所（色分けにより表示すること。）、高低差、のり面の勾配角度、保護措置（擁壁等）の設置状況等が分かるもの
雨水排水計画平面図及び断面図	縮尺1,000分の1以上であること。 事業区域外に放流する場合には、放流先までの経路、断面形状等が分かるもの
標準構造図	架台及び架台基礎の構造が分かるもの
現況写真	事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの
反射光影響予測図	太陽光パネルによる周辺への反射光を予測したもの
地域住民等の範囲を示す図面	
地域住民等への説明資料	
事業実施スケジュール	
その他市長が必要と認める書類	

別表第4（第6条関係）

添付書類	備考
事業計画書	様式第3号
事業区域等状況調書	様式第4号

地域住民等説明実施報告書	様式第5号
事業区域の土地所有者一覧表	様式第6号
太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書	様式第7号
事業者の住民票の写し (法人等にあつては、登記事項証明書)	3か月以内に発行したもの
位置図	方位及び事業区域が分かるもの
事業区域図	
事業区域の公図の写し	3か月以内に発行したもの
事業区域の登記事項証明書の写し	3か月以内に発行したもの
事業区域の土地及び建物の使用権が確認できるもの	賃貸借契約書、売買契約書等
土地利用計画図	縮尺1,000分の1以上であること。 方位、事業区域の境界、発電設備、緑地(既設・新設)、防災・緩衝施設等の配置等が分かるもの

土地造成計画平面図及び断面図	縮尺1,000分の1以上であること。 切土・盛土箇所（色分けにより表示すること。）、高低差、のり面の勾配角度、保護措置（擁壁等）の設置状況等が分かるもの
土地求積図	
雨水排水計画平面図及び断面図	縮尺1,000分の1以上であること。 雨水を事業区域外に放流する場合には、放流先までの経路及び断面形状等が分かるもの
雨水流量計算書	
仕様書、構造図及び立面図	太陽光発電設備、架台及び架台基礎、敷材、工作物（柵塀、擁壁等）等
地域住民等への説明対象範囲を示す図面	住宅地図
地域住民等への説明に使用した資料	
説明会出席者名簿、会議録及び開催状況写真	説明会を開催した場合に限る。
事業実施スケジュール	
電力会社との接続契約が分かる書類	

法令による許認可書等の 写し	当該太陽光発電事業が法令による許認可 等を受けている場合に限る。
緊急対応マニュアル	自然災害、事故及び機器の故障が発生し たときの対応及び事項別緊急連絡網等を 示したもの
その他市長が必要と認め る書類	